

更新書類の記入方法と注意事項

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
(新規・更新共通様式)
- ・機械器具調書
- ・誓約書
- ・その他更新に必要となる書類の例について
- ・指定給水装置工事事業者証の交付について

・日本水道協会埼玉県支部

本研修は、「更新書類の記入方法と注意事項」を覚えていただくことで、5年ごとの更新時や、登録内容の変更が生じたときの変更手続において、書類不備を無くし、スムーズに手続を進めていただくために行います。

また、本研修の資料には水道法施行規則にて定める様式を参考として添付いたします。受講者の方は、お手元に各事業体ホームページからダウンロードした用紙や、記入例を用意して受講してください。

本研修では、過去の更新時に届出内容の変更手続を行っていなかった指定給水装置工事事業者が散見されたことから、最初に、指定給水装置工事事業者指定事項変更届と、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書の説明をした後に、更新関係の書類の説明を行い、最後に指定給水装置工事事業者証の交付について説明いたします。

様式第十(第三十四条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

職

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4判4番とすること。

最初に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」について説明します。

この書類は、各水道事業体に登録した内容に関して変更が生じた際に随時、届出をしていただくための書類です。変更を要する内容の例としましては、氏名又は名称及び住所、代表者の氏名、法人にあっては役員の氏名などになります。更新時まで未提出だったために、現在の状況と登録内容に相違があり、更新手続の前に、指定事項等の届出に時間を要する事業者が散見されていますので、御自身のスムーズな更新のために是非覚えてください。

記入するにあたって、都道府県名を省略したり、大字や建物名を省略しないように注意してください。また、人名については登記事項証明書や住民票に使用されている文字を記入してください。また日付は、窓口申請の場合は、申請した日付を記入してください。郵送申請の場合は、発送する日付を記入してください。署名及び押印の取扱いや添付書類の詳細などについては、書類提出先の水道事業体に確認してください。

様式第三(第二十二条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

啟

年　月　日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の
解任 の
届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、B4判4番とすること。

次は、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書です。

新たに給水装置工事主任技術者が選任、もしくは解任があった場合に遅滞なく速やかに届け出るものになります。選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければなりません。

枠内上部に選任する事業所の名称、下枠に給水装置工事主任技術者の氏名と、技術者免状の交付番号及び、選任又は解任した日付を記入していただきます。

様式第一(第十八条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

殿

年　月　日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4番とすること。

ここから、更新書類の説明に移ります。

指定給水装置工事事業者指定申請書は、指定及び更新の際に提出していただく書類です。枠内に役員の氏名と事業の範囲をご記入いただきます。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4判とする。

続いて、「指定給水装置工事事業者指定申請書」の裏面になります。

こちらでは、事業者の主たる事業所名と、その所在地及び、選任した給水装置工事主任技術者の氏名と番号を記入していただきます。給水装置工事主任技術者は、事業所ごとに選任してください。

これら申請書の記載事項を証明するための添付書類として、法人事業者は、「登記事項証明書」、個人の事業者は「住民票」を提出してください。その他に給水装置工事主任技術者証か免状の写しの添付を要する場合があります。

登記事項証明書や住民票記載の住所以外の場所で事業所を届け出たい場合、その所在地や事業所名を証明する書類の添付が必要になる場合があるので、指定を受けている水道事業体にお尋ねください。

別表(第十八条関係)

機械器具調書

年月日現在

種別	別名	称	型式、性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A4用紙とすること。

次は、機械器具調書です。保有されている機械器具を記入してください。

これは、水道法で定める三つの指定要件の一つですので、漏れなく記入してください。なお、三つの指定要件とは、

- 1、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置くこと。
- 2、国土交通省令で定める機械器具を持っていること。
- 3、一定の欠格要件に該当しないこと。

です。

ここでのポイントは、給水装置工事主任技術者は、使用する材料に応じて、適正な機械器具を用いて、給水装置工事をすることが求められていることから、水圧テストポンプの他、保有している機械器具を、三つの種別ごとに正しく記入してください。

機械器具の写真の添付の有無は、水道事業体によって異なるので、確認してください。

様式第二(第十八条及び第三十四条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者
氏名又は名称
住所
代表者氏名

殿

(備考) この用紙の大きさは、A4判4番とすること。

次は、誓約書です。

これも機械器具調書と同様、水道法で定める三つの指定要件の一つである、「一定の欠格要件に該当しないこと」を誓約するものになります。

その他更新に必要となる書類について

- ・履歴事項全部証明書（法人のみ）
 - ・定款（法人のみ）
 - ・住民票の写し（個人事業主のみ）
 - ・主任技術者免状や主任技術者証の写し
 - ・機械器具の写真
 - ・店舗の全景写真、看板写真、案内図
 - ・確認事項調査票

※提出に必要な書類や記入の仕方などは水道事業体ごとに異なります。

- ・日本水道協会埼玉県支部

その他、更新に必要な書類の例としましては、履歴事項全部証明書、定款、住民票の写し、主任技術者免状又は主任技術者証の写し、機械器具調書に記入した器具の写真、店舗の全景写真や看板写真、案内図、確認事項調査票などがあります。確認事項調査票では、研修状況や業務内容について確認するものになります。

その他、更新に必要となる書類は、水道事業体によって異なります。詳しくは各水道事業体にお問い合わせください。

指定給水装置事業者証の交付について

- 更新制導入以前→期限なし



- 更新制導入直後→5年間の期限⇒通知を事業者に送付して、制度を広める
- 指定証は期限付きで発行される



- 2回目の更新以降→手元の指定証の指定有効期限をいつでも見られるようにしておきましょう

最後に、指定給水装置事業者証の交付について説明いたします。

さいたま市水道局の場合は、更新制が導入されたことにより、有効期限が記載された事業者証を交付しています。そのため、今後の更新については、指定の有効期限を忘れないよう事業者証を専用のクリアフォルダに入れたり、エクセルで一覧表を作成するなどして管理していただきますようお願いいたします。なお、更新の事前通知の有無は、水道事業体によって異なるので確認してください。

以上をもちまして、公益社団法人日本水道協会埼玉県支部主催の指定給水装置工事事業者eラーニング研修は終了です。

この後、確認テスト及びアンケートを受けていただきますようお願いいたします。